



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月8日火曜日 第2586号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... (森林整備課) ... 580
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 581
 土地改良区役員就退任の届出(2件)..... (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ... 581
 指定道路の指定..... (中予地方局建築指導課) ... 582
 道路の区域変更(県道柳谷美川線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 582
 道路の供用開始(")..... (") ... 582

雑 報

平成26年度行政書士試験の実施について..... (私学文書課) ... 582

告 示

○愛媛県告示第822号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年2月愛媛県告示第238号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市河辺町山鳥坂619、841、843の1	喜多郡河辺村大字横山300 小西 寿 司	森林所有者
大洲市河辺町三嶋27、28、35、167、168、231、235、239、423	喜多郡河辺村大字北平甲2105 日 垣 時比奈	"
大洲市河辺町三嶋33、37から39まで、230	松山市南江戸町742 岡 林 勝 也	"
大洲市河辺町三嶋49	松山市南久米町265の1 吉 野 守 彦	"
大洲市河辺町三嶋227、228	喜多郡河辺村大字北平甲2108 小 田 親	"
大洲市河辺町三嶋240、241	大洲市東大洲111の1 山田 マンション302 柿 本 浩 一	"
喜多郡内子町大瀬南5543	喜多郡五十崎町大字北表甲1694 石 田 光 猶	"
喜多郡内子町大瀬南5544、5572	大洲市徳森2353の50 熊田ア パート東103号 徳 岡 勝 重	"
喜多郡内子町大瀬南5551	喜多郡内子町大字大瀬南349 松 本 源 治 郎	"
大洲市河辺町川上1679、1703	喜多郡河辺村大字川上甲400 川 上 百 合 子	"
大洲市河辺町川上1701	上浮穴郡浮穴村大字川上甲400 川 上 百 合 子	"
大洲市河辺町北平46、51、66	今治市立花町2丁目1の20 大 野 一 登	"

大洲市河辺町河都1589	東宇和郡宇和町大字久枝1番 耕地41の1 城 戸 晋五郎	"
大洲市河辺町河都1591、1593	喜多郡河辺村大字北平乙1495 三 嶋 神 社	"
大洲市河辺町河都1595、1596	松山市古川西1丁目6の14 穴 山 久 美	"
大洲市河辺町植松1588	喜多郡肱川村大字植松乙845 大 野 清 森	"
大洲市河辺町植松1600、1608	喜多郡河辺村大字植松乙845 大 野 清 森	"
大洲市河辺町植松1610	大洲市田口甲2022の4 新 健 史	"
大洲市河辺町植松1612	喜多郡河辺村大字植松甲573 城 戸 ミツヨ	"
大洲市河辺町植松1613	喜多郡河辺村大字植松乙573 城 戸 ミツヨ	"
大洲市河辺町植松1614、1615	松山市古川北1丁目9の22 大 野 高 廣	"
大洲市豊茂丁147、丁148	八幡浜市1112 大 藤 マリコ	"
大洲市豊茂丁147、丁148	松山市永木町官有地 田 中 ハツミ	"
大洲市豊茂丁147、丁148	喜多郡長浜町大字櫛生甲1241 鎌 田 正 人	"
大洲市河辺町三嶋1705	喜多郡河辺村大字三嶋1345 岡 田 年 夫	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第823号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 7月 8日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸住製紙株式会社
四国中央市川之江町826番地
代表取締役 星川 一治
- 2 事業場の名称及び所在地
丸住製紙株式会社大江工場
四国中央市川之江町4085番地
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ、二、ホ、ヘ、ト及びチ、第63の3号並びに第74号
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第1号、第15号イ及び第19号
- 4 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1工場排水口（工場排水）
変更なし
備考 この他に、雨水及び清水排水口が1箇所、雨水及び生活排水口が2箇所、雨水排水口が4箇所（今回11箇所廃止し、1箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月 8日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	鈴 鹿 勝	西条市吉田467番地
"	栗 田 房 信	西条市周布2000番地
"	大 岩 稔 宜	西条市周布73番地
"	村 上 義 明	西条市吉田1277番地
"	高 橋 敦	西条市周布1338番地
"	一 色 恒 男	西条市三津屋406番地
"	平 塚 敏 勝	西条市周布458番地 2
"	一 色 司	西条市吉田347番地13
"	山 内 隆	西条市石田529番地
"	藤 岡 芳 秀	西条市周布1815番地
"	越 智 靖 博	西条市周布290番地

"	越 智 康 博	西条市吉田628番地 1
"	矢 畑 正 美	西条市周布2096番地
"	宇佐美 貴 史	西条市吉田145番地
"	篠 原 哲 一	西条市北条555番地 1
監 事	佐 伯 孝	西条市周布989番地 4
"	鈴 鹿 忠 司	西条市周布1011番地 2
"	日 野 嵩	西条市吉田264番地
"	日 野 修	西条市吉田513番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	栗 田 房 信	西条市周布2000番地
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	岩 井 健	西条市北条1548番地
"	山 内 隆	西条市石田529番地
"	高 橋 敦	西条市周布1338番地
"	大 岩 稔 宜	西条市周布73番地
"	工 藤 雅 志	西条市周布239番地
"	越 智 修	西条市吉田785番地 2
"	越 智 貞 臣	西条市吉田588番地
"	鈴 鹿 勝	西条市吉田467番地
"	一 色 司	西条市吉田347番地13
"	三 宅 収	西条市吉田249番地
"	村 上 義 明	西条市吉田1277番地
"	一 色 恒 男	西条市三津屋395番地
"	平 塚 敏 勝	西条市周布458番地 2
監 事	藤 岡 昇	西条市周布1801番地
"	武 田 一 郎	西条市周布1384番地
"	宇佐美 卓 也	西条市吉田1104番地 3
"	佐 伯 孝	西条市周布989番地 4

○愛媛県告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 7月 8日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 木 隆 三	松山市土居町741番地 4
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目 4 番28号
"	戒 能 志 俊	松山市今在家三丁目 8 番29号
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居二丁目27番22号
"	済 川 完	松山市北土居一丁目 2 番16号
"	河 本 一 世	松山市北井門四丁目27番33号
"	村 上 弘 彦	松山市越智二丁目 2 番20号
"	平 岡 忠 康	松山市星岡四丁目27番 3 号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2 号
監 事	大 原 克 臣	松山市星岡四丁目19番25号

"	丹 下 理 彦	松山市北土居四丁目10番34号
---	---------	-----------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 木 隆 三	松山市土居町741番地 4
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目 4 番28号
"	戒 能 志 俊	松山市今在家三丁目 8 番29号
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居二丁目27番22号
"	八 束 鹿 義	松山市北土居四丁目27番27号
"	河 本 一 世	松山市北井門四丁目27番33号
"	村 上 弘 彦	松山市越智二丁目 2 番20号
"	平 岡 忠 康	松山市星岡四丁目27番 3 号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2 号
監 事	大 原 克 臣	松山市星岡四丁目19番25号
"	丹 下 理 彦	松山市北土居四丁目10番34号

○愛媛県告示第826号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年 7月 8日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第 1 項第 5 号
- 2 指定年月日
平成26年 6月27日
- 3 指定道路の位置
伊予市米湊字西ノ原398番、438番及び439番
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.89メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4530番 2 から 同町日野浦4641番 4 まで	旧	メートル 7.0 ~ 57.0	キロメートル 0.241	
			新	23.0 ~ 162.0	0.203	

○愛媛県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4530番 2 から 同町日野浦4641番 4 まで	平成26年 7月 8日

雑 報

○公 告

平成26年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第 8 に基づき、次のとおり公示します。

平成26年 7月 8日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日
平成26年11月 9日（日）午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 愛媛県における試験場所
松山市大可賀 2 - 1 - 28 アイテムえひめ
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、

	商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成26年 8月 4日(月) から 9月 5日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください。(あて先は印刷されています。)9月5日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはおを御覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成26年 8月 4日(月) から 8月29日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次のあて先まで郵便で請求してください。(8月29日必着のこと)

名 称 一般財団法人行政書士試験研究センター

あて先 〒100-8779

日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成26年 8月 4日(月) から 9月 5日(金)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意してください。

(イ) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願

画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)は、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又は、コンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(イ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成26年 8月 4日(月) 午前9時から 9月 2日(火) 午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 受付最終日(9月2日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成27年 1月26日(月) 午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部管理局私 学文書課	松山市一番町4-4 - 2	午前8時 30分から
愛媛県東予地方局総務 企画部総務県民課	西条市喜多川796- 1	午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局今治 支局総務県民室	今治市旭町1-4- 9	
愛媛県中予地方局総務 企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡 浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3 - 37	
愛媛県南予地方局総務 企画部総務県民課	宇和島市天神町7- 1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。